

特67

343

生徒必携

日本大祭祝日釈義 全

014508-000-8

特67-343

日本大祭祝日釈義 (生徒必携)

間仲 正脩 / 著

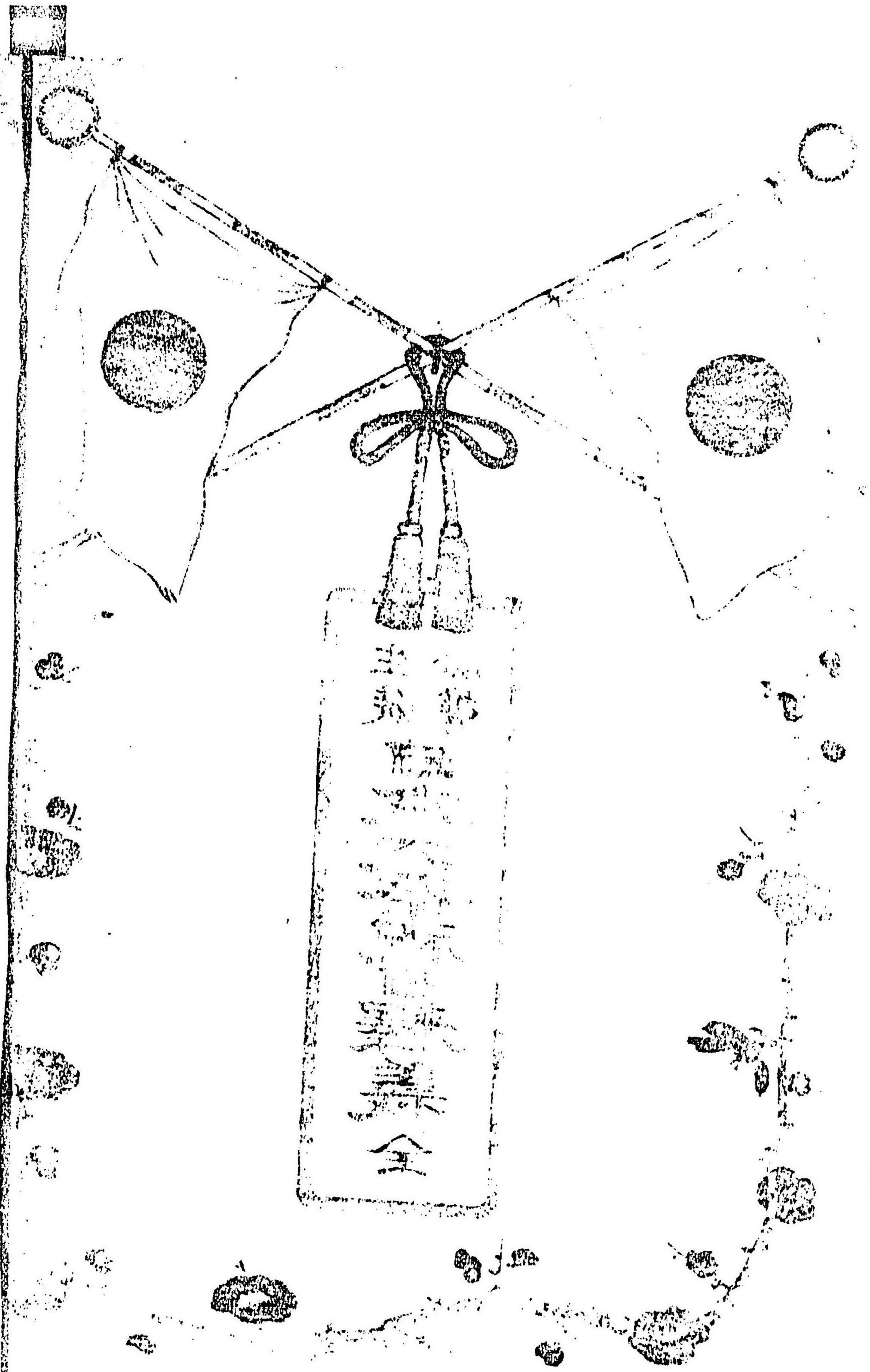
M25

ABB-0886



○勅語

朕惟オモフニ我ワカ皇祖ミコノ皇宗ミコノ國クニヲ肇ハジムルコト
 德トクヲ樹ツクルコト深シ厚カウナリ我ワカ臣民シニ克クク忠チウニ克ク
 ク孝カウニ億兆オクテウ心ココロヲ一イツニシテ世ヨ々ハ厥ソノ美ビヲ濟ナセルハ
 此コレ我ワガ國體クニノノ精セイ華クワニシテ教育カウノ淵源エン亦モ實ジツニ
 此コニ存シス爾ナ臣民シニ父母フボニ孝カウニ兄弟ケイテイニ友トモニ夫婦フフ相アイ
 和ワシ朋友トモ相アイ信シシ恭キョウ儉ケン已オレヲ持ダシ博ハク愛アイ衆シウニ及オホ
 シ學ガクヲ修ユメ業ギョウヲ習ナヒ以モツテ智チ能ノウヲ啓キ發ハツシ德トク器キヲ
 成就ジウジユシ進シンテ公コウ益エキヲ廣ヒロメ世セ務ムヲ開ヒラキ常ツネニ國クニ憲ケンヲ
 重オモシシ國クニ法ホウニ遵シヒ一イツ旦タン緩クワン急キウアレバ義ギ勇ユウ公コウニ奉ホウジ



大正元年

二

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キハ
 獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾
 祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
 臣民ノ俱ニ遵守ス可キ所之ヲ古今ニ通シテ謬
 ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ朕爾臣民ト俱ニ
 拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

例説
 我が國こくに於おいてて大祭祝日たいさいしゅくにちを定さだめたる旨趣こころは日本にほん
 臣民しんみんを以もつてて皇祖かうそを祭まつり先祖せんぞを吊たもひ以もつてて神徳しんとくを
 仰あやぎ皇恩かうおんを謝あやし奉たまるふ在あり然しかるらふ世人せじんの中うち未な
 だ此こゝの大祭祝日たいさいしゅくにちの實じつふ尊とぶべし重んおもむべき所ところ
 以もつてて知らざるものあり余よ之これを慨あやみ茲こゝ小大祭祝せうたいさいしゅくにち
 日ひ釋義しやくぎある一小冊子せうさつしを編述へんじゆして世よの童蒙どうもう小便せうべん
 すと云爾いふ

明治二十五年二月

編者識

生徒 必携 日本大祭祝日釋義目次

第一	四方拜	一月一日
第二	元始祭	一月三日
第三	孝明天皇祭	一月三十日
第四	紀元節	二月十一日
第五	春季皇靈祭	三月二十日
第六	神武天皇祭	四月三日
第七	秋季皇靈祭	九月廿二日
第八	神嘗祭	十月十七日
第九	天長節	十一月三日
第十	新嘗祭	十一月廿三日

生徒 必携 日本大祭祝日釋義

村田慶之助謹述

第一 四方拜

四方拜とは一月元旦今上天皇陛下御親ら伊勢神宮を始め奉り天地四方を拜させ給ひて國家の安寧を祈り万民の幸福を禱らせ給へる御式あり

第二 元始祭

元始祭とは一月三日御政治の始めみ際今上天皇陛下皇位の元始たる御先祖を祝せらる

る御祭あり

第三 孝明天皇祭

孝明天皇祭とは 今上天皇陛下の御父君ある
孝明天皇の崩御給へ一日あるを以て特小勅
使を山陵み差し幣帛を奉らせ給へて御親祭あ
らせらるゝあり

第四 紀元節

紀元節とは 皇宗神武天皇始めて帝位小即き
給へ一日あるを以て 今上天皇陛下宮中み於
て御親祭あらせられ寶祚の長久を祝給へる

あり

第五 春季皇靈祭

春季皇靈祭とは 春分の節み當り 今上天皇陛下
下宮中み於て神武天皇以下歴朝の皇靈を祭ら
せ給ふあり

第六 神武天皇祭

神武天皇祭とは 我が皇宗神武天皇の崩御し
給へ一日あるを以て特小勅使を山陵み差し給
ひ又宮中み於て御親祭あらせ給へ以て神聖の
烈をあふぎ盛徳大業を賛し奉るあり

第七 秋季皇靈祭

秋季皇靈祭とは秋分の節ふ當り 皇宗神武天皇以下御歴代天皇の御靈を祭らせ給ふあり

第八 神嘗祭

神嘗祭とは其年の新穀を以て造れる御酒御饌を伊勢太廟み奉り又宮中み於て 今上天皇陛下御親から御遙拜あらせ給へるあり

第九 天長節 天長節とは 今上天皇陛下の御誕生遊をされたる日あるを以て聖壽の長久を祝賀し奉る嘉

第十 新嘗祭 新嘗祭とは其年の新稻を天下の諸神み供し給ひ旦 今上天皇陛下御親ら聞こし召し給ふ御祭あり

節あり

第十 新嘗祭

新嘗祭とは其年の新稻を天下の諸神み供し給ひ旦 今上天皇陛下御親ら聞こし召し給ふ御祭あり

明治二十五年

三月一日印刷

全 二十五年

三月三日出版

東京市本所區綠町三丁目廿番地

著述者 間仲正 脩

印刷者 東京市本所區松井町三丁目十番地 吉澤富太郎

